財団法人　財務会計基準機構 会員

平成 21 年 5 月 12 日

各　　位

会 社 名　株式会社三交ホールディングス
代表者名　取締役社長　奥田　卓廣
コード番号　３２３２
上場取引所　名証第１部
問合せ先　取締役　中野　達郎
TEL.　０５９－２１３－０３５１

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年５月 12 日開催の取締役会において、平成 21 年６月 26 日開催予定の第３期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）グループ経営機能を担う当社の役割を一層明確化するため、当社の商号を「三重交通グループホールディングス株式会社」に変更するものであります。なお、商号変更にかかる定款変更につきましては、平成 21 年６月 26 日開催予定の第３期定時株主総会の承認後、平成 21 年７月１日付をもって変更いたします。

（２）「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）が平成 21 年１月５日に施行されたことに伴い、定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して１年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

２．変更の内容

別紙に記載のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 21 年６月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生日　平成 21 年６月 26 日（金曜日）

ただし、商号変更についての定款変更の効力発生日は、平成 21 年７月１日（水曜日）となります。

以　上

現行条文改正条文案対照表

（下線は変更部分）

| 現行条文 | 改正条文案 |
| --- | --- |
| 第 1 章　総　則 | 第 1 章　総　則 |
| （商　号） | （商　号） |
| 第 1 条　当会社は、株式会社三交ホールディングスと称し、英文では、Sanco Holdings, Inc. と表示する。 | 第 1 条　当会社は、三重交通グループホールディングス株式会社と称し、英文では、Mie Kotsu Group Holdings, Inc. と表示する。 |
| 第 2 条　（条文省略） | 第 2 条　（現行どおり） |
| 第 3 条　（条文省略） | 第 3 条　（現行どおり） |
| 第 4 条　（条文省略） | 第 4 条　（現行どおり） |
| 第 5 条　（条文省略） | 第 5 条　（現行どおり） |
| 第 2 章　株　式 | 第 2 章　株　式 |
| 第 6 条　（条文省略） | 第 6 条　（現行どおり） |
| （株券の発行） | |
| 第 7 条　当会社は、株式に係る株券を発行する。 | （削　除） |
| （単元株式数及び単元未満株券の不発行） | （単元株式数） |
| 第 8 条　当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 | 第 7 条　当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 |
| 2　当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 | （削　除） |
| （単元未満株式についての権利） | （単元未満株式についての権利） |
| 第 9 条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>(1)　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利<br>(2)　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利<br>(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利<br>(4)　次条に定める請求をする権利 | 第 8 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>(1)　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利<br>(2)　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利<br>(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利<br>(4)　次条に定める請求をする権利 |
| 第 10 条　（条文省略） | 第 9 条　（現行どおり） |
| （株主名簿管理人） | （株主名簿管理人） |
| 第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 | 第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 |
| 2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 | 2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 |
| 3　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株 | 3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に |

| 現行条文 | 改正条文案 |
| --- | --- |
| 予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 | 委託し、当会社においては取り扱わない。 |
| 第12条～第40条　（条文省略） | 第11条～第39条　（現行どおり） |
| （新　設） | 附則 |
| （新　設） | 第1条　第1条の変更は、平成21年7月1日に効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。<br>（商　号）<br>第1条　当会社は、株式会社三交ホールディングスと称し、英文では、Sanco Holdings, Inc.と表示する。 |
| （新　設） | 第2条　前条及び本条は、附則第1条の効力発生後、これを削るものとする。 |
| （新　設） | 第3条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 |
| （新　設） | 第4条　前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削るものとする。 |